

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第150号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和4年3月8日から施行する。

令和4年3月7日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類
- 2 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサノール－1－オン及びその塩類
- 3 2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- 4 1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類